

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件（岡山県）

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。

（物件ごとに、要望を受け付けているものに「○」を表示しています。）

国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。

暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間は異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。

買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課等までお問い合わせ下さい。

ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますので、その節はご了承願います。

※新規物件に「New」を表示しています。

受付担当課等電話番号一覧表

岡山 管財	岡山財務事務所管財課	086-223-1131
倉敷 管財	岡山財務事務所倉敷出張所管財課	086-444-5265

※図面等情報についての掲載先 ⇒ <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/content/zanteizumenokayama.pdf>

令和7年4月30日現在

整理番号	所在地	登記地目 (現況地目)	面積 (平方メートル)	買受要望			借受要望				担当		備考		
				買受 要望	買受参考価格(※1)		貸付けの種類			借受可能 期間	借受要望 受付期間	事務所等		課等	
					前回入札時 の最低売却 価格(円)	前回入札 の公示日	一時貸 付け (※2)	3年を超 える貸 付け (※3)	事業用 定期借 地権の 設定に よる貸 付け (※4)						
1	岡山市北区厚生町三丁目55番	宅地 (宅地)	956.96				○				要相談	随時	岡山	管財	(留保財産)
2	岡山市北区半田町957番96外4筆	宅地・雑種地 (宅地)	3,363.32				○				要相談	随時	岡山	管財	建物あり
3	岡山市中区高屋字四反地28番1外1筆	宅地 (宅地)	8,403.05				○				要相談	随時	岡山	管財	(留保財産)
4	玉野市築港五丁目5900番5外2筆	宅地 (宅地)	17,328.61				○				要相談	随時	岡山	管財	建物あり
5	玉野市向日比二丁目2736番4	山林 (雑種地)	394.90	○	2,160,000	令和2年 11月20日	○	○	○		要相談	随時	岡山	管財	
6	高梁市落合町近似字道ノ下500番19外1筆	雑種地・宅地 (宅地)	2,123.05				○				要相談	随時	岡山	管財	(国利用財産)
7	新見市新見字本丁1218番1	宅地 (宅地)	858.01				○				要相談	随時	岡山	管財	(個別活用財産) 建物あり
8	備前市東片上字善妙1814番外2筆及び字姥ヶ谷1813番2外1筆	宅地・雑種地 (宅地・森林)	2,732.27				○				要相談	随時	岡山	管財	入札予定あり
9	備前市穂浪字鶴ノ羽2600番	畑 (雑種地)	106.76	○	87,000	令和5年 9月27日	○	○	○		要相談	随時	岡山	管財	
10	備前市穂浪字鶴ノ羽2603番外2筆	宅地・畑 (雑種地)	1,054.51	○	1,850,000	令和5年 9月27日	○	○	○		要相談	随時	岡山	管財	
11	倉敷市大島一丁目428番	宅地 (宅地)	58.55				○				要相談	随時	倉敷	管財	入札予定あり
12	倉敷市児島田の口五丁目4356番1	宅地 (宅地)	177.53				○				要相談	随時	倉敷	管財	入札予定あり
13	倉敷市水島北春日町184番2	宅地 (宅地)	69.69				○	○			要相談	随時	倉敷	管財	入札予定あり
14	笠岡市笠岡字正寿場町2743番	宅地 (宅地)	64.32				○				要相談	随時	倉敷	管財	入札予定あり

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆登記や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でもご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。